

行旅死亡人葬祭取扱業務仕様書

1. 業務名 行旅死亡人葬祭取扱業務
2. 業務の目的 行旅病人及行旅死亡人取扱法等の定めにより、行旅死亡人の火葬を執り行い、遺骨を本市に引き渡すこととする。
3. 履行場所 本市が指定する場所
4. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
5. 業務内容 受注者は、本市生活援護管理課又は各保健福祉総合センター職員（以下、「本市職員」という。）から行旅死亡人の発生の通報を受けたときは、本市職員の指示に従い、以下の業務を行うものとする。
 - (1) 遺体の収容・搬送・保管
本市職員と協議の上、受注者は、死亡場所又は保管場所等（警察署など）から、遺体等をあらかじめ受注者が用意した棺に収容し、靈柩車により堺市立斎場まで搬送する。後述する委託費用の支払いのため、検案料の領収書を忘れず受領すること。
原則、堺市立斎場へ直接移送することとするが、火葬予約の日時、堺市立斎場への事前入場の可否等の事情により保管を要する場合は、受注者の準備する安置所又は本市が確保している堺市立斎場内の靈安室遺体靈安庫（1基）を使用して遺体を一時的に保管する。
 - ※ 受注者の準備する安置所での保管に際し必要なドライアイス・薬品・冷蔵庫等の備品類は受注者において準備し対応すること。
 - ※ 堀市立斎場内の靈安室遺体靈安庫を使用する場合は、必ず本市職員立ち会いのもと搬入・搬出を行うこと。
 - (2) 火葬の仕様
受注者は棺内外必需品、仏衣、骨壺等の火葬に必要な一式を用意し、納棺処置、清浄・防腐処置等を行い、死者への礼を失しないよう火葬を執り行うこと。
 - (3) 遺体の火葬
受注者は、本市職員及び堺市立斎場と協議し、火葬予約を行い、遺体を堺市立斎場で火葬に付すものとする。火葬に際し必要な書類（死体火（埋）葬許可証等）については本市職員が準備し、堺市立斎場へ提出するものとする。
 - (4) 遺骨の引き渡し
火葬した後の遺骨は、受注者があらかじめ用意する骨壺（縦8cm×横8cm×高さ9

cm程度のもの）に収め、本市職員に引き渡すものとする。

6. 年齢による取扱区分

行旅死亡人は、年齢（年齢不詳のときは死体検案書等の推定年齢による）が満12歳以上の者と満12歳未満の者に区分し、委託料を支払うものとする。（満12歳未満の者の取扱は満12歳以上の者の取扱単価の8割。（端数は切り捨て））

7. 想定数量 2件（なお、過去5年間に満12歳未満の葬祭取扱実績はない。）

8. 委託費用

遺体の保管、葬祭に付随する全ての費用は委託費用に含まれる。ただし、堺市立斎場施設使用料は減免されるため不要であり、検案料については実費にて算定する。

9. 支払方法

- (1) 毎回の葬祭業務終了後、別紙の業務完了届を速やかに提出すること。
- (2) 業務完了届確認後、請求書及び検案書料の領収書の写しに基づき支払う。

10. 業務上の留意事項

- (1) 受注者は貨物自動車運送事業法に基づき、一般貨物自動車運送事業（靈柩車等）として国土交通大臣から許可を受け、靈柩車等により遺体を搬送できる者であり、かつ葬祭業者であること。
- (2) 受注者は遺体を安置する保管所を確保している者であること。
- (3) 業務の遂行に当たり知り得た一切の事項について、外部への漏洩が無いように注意すること。また、発注者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。
- (4) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。
- (5) 業務遂行上の詳細及び付随する作業に当たっては、本市職員の指示に従うこと。
- (6) 警察署や病院等からの遺体等の受け入れについては、当該関係機関とも調整を図り円滑に実施すること。
- (7) 受注者が準備した保管所で遺体保管を要する場合も契約金額で履行すること。
- (8) 受注者は、常時、行旅死亡人の取扱いに必要な人員、諸材料、車両等を準備し、その業務に直ちに対応可能な体制を整えるとともに、発注者と連携し迅速かつ柔軟に業務に当たること。
- (9) 一時期に複数件の行旅死亡人が発生しても、対応すること。
- (10) 副葬品の納棺については安全に配慮し、遺骨、火葬炉設備の損傷原因、大気汚染、公害の原因となり得る物については、納棺しないこと。
- (11) 本業務において生じた苦情、事故及び第三者に与えた損害は全て受注者の責任

により解決するものとする。なお、本市からの指示に起因する場合については、その責任の所在について双方協議し決定する。

(12) この仕様書に定めのない事項については、双方協議して定めるものとする。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、若しくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期

間の延長等の措置をとるものとする。